

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和7年度第3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年6月10日（火）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 2階 応援活動拠点室①②

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 上村 貴彦	2 番 矢野 圭介	3 番 吉岡 武彦
4 番 相馬 和幸	5 番 尾方 孝司	6 番 古田 圭輔
7 番 山田 裕子	8 番 大竹 美鈴	9 番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 鍋島 信男	2 番 緒方 賢悟	3 番 梅原 眞一
4 番 西本 穂積	5 番 鎌田 博昭	6 番 秋吉 祐治
7 番 中村 正徳	8 番 鳥栖 裕二	9 番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣

事務局職員 村上 学

事務局職員 齊藤 達也

令和7年度第3回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会 長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人は4番委員、5番委員をお願いします。

本日の会議書記を事務局をお願いします。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下乙若2666番1，3

地目：畑

面積：計1，090㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、前回の本定例会で申請予定の旨を報告し、令和7年5月19日に申請者を対象に面談を実施しています。

詳細につきましては、別紙「面談記録簿」をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は熊本市に本拠地を置く個人で農業者です。取得後はこれまでの適切な管理を行うことを中心にまずは地力の回復を目指す計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、熊本市東区弓削町からの通作で管理を行い、熊本市にも1.7haの農地を管理されていることから取得後年間150日以上農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は現所有者が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更を検討することになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることか

ら、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議 長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1 番委員 議案第 1 号の番号 1 について 1 番委員が報告します。
申請者は水稲作を中心に生産する個人です。熊本市の農地約 1.7ha と併せて、菊陽町内に有する農地についても後継者に譲渡し、当面の間はこれまで同様の管理をされる方針と聞いています。
5 月 19 日に実施した面談でも特段問題となるような考えは認められず、今後も農地として適切な管理をされることに加え、申請農地を利用したい他の農業者が現れた場合は、貸付相談にも応じるとのことですので、ご審議の程よろしくお願いします。

◎議 長 ありがとうございました。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆ 4 番委員 なぜ作付けをしていないのか。

■事務局 以前は麦や大豆を作付けしていたようですが、農地に砂利が混ざっており、うまく育たなかったと聞いています。権利移転後は管理をしながら地力回復に努めるとのことでした。

◎議 長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第 1 号番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議

題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字下原 2903番 外1筆

地 目：畑

転用面積：2、392㎡

転用目的は、一時転用による資機材置場・駐車場の整備です。

この議案につきましては、現地調査を5月30日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は10ha以上の広がりがある基盤整備未実施の農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番委員

議案第2号の番号1について9番委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を有する法人で、建設業を中心に経営されています。菊池地域農業協同組合が菊陽町に整備する人参選果場の整備にあたり、資機材置場と駐車場を探していたことから、本申請地を選定されました。工事業者だけの利用だけでなく、菊陽中央支所の職員や利用者にも駐車場を提供す

ることも許容されており、周辺遊休農地の解消にも携わるとのことですので、
よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 3 番委員 車の出入はどこからになるのか。

■事務局 対象地の東側が車の出入口になります。
また西側にはスロープを設置して人が出入りできるようにされています。

◆ 9 番委員 一時転用の期間はいつまでか。

■事務局 令和 8 年 2 月末までです。

◎議 長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は「許可相当とし、農地転用期間満了後の農地
への復旧を条件に付す」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を
議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より、令和 7 年 5 月 3 0 日付けで、農用地利用集積等促進計画につ
いて意見決定を求められています。
議案書の 4 ページから 1 5 ページをご覧ください。
議案書のとおりの転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、
案件は 2 0 件です。
以上で説明を終わります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を
お願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の16ページをお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」
以上です。

◎議 長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書の17ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」
以上です。

◎議 長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年6月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人